|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **受付者** | **受付年月日** | **法律** |
| **職員記入欄　→** | **コーナー** | **担当者** |  | **□　個紛法****□　労推法** |
| **個別労働関係紛争解決援助申出票****申出人**氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　（男・女）　年齢（　　　）歳連絡先　　〒　　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　　　　　　　　　　　　　　　　　携帯　　　　　　　　　　　　　　 |
| **被申出人**(紛争の相手方) | 被申出人の名称（会社名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　被申出人の所在地(労働者の所属事業場所在地)〒　　－　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　　　　　　　　　　　　　　　　　 被申出人の本社所在地〒　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 労働者（事業場）　　　　　　人（全社）　　　　　　人 |
| 業種・事業内容 |
| 資本金・出資金　　　　　　円　　 |
| 労働組合の有　・　無 |

|  |
| --- |
| **就労状況等**　入社年月日　昭和・平成・令和　　　年　　　月　　　日　在職状況　　在職中　・　退職の場合の退職日　平成・令和　　年　　月　　日　就労状況　　正社員・パートアルバイト・派遣労働者・期間契約社員・その他（　　　　　　　　）　職務内容　　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）　契約期間　　期間の定めなし　　　　　　　期間の定めあり　（　　　　　年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日）　 |
| 申 **申出事項**　別紙のとおり。* 別紙記載上の注意

紛争の概要及び被申出人に求める事柄を簡潔に記載してください。**別紙　申出事項は、そのまま被申出人にお伝えします。** |

別紙　申出事項

|  |
| --- |
| 紛争の概要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 被申出人（相手方）に求める事柄　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

申出人氏名

**個別労働関係紛争解決援助を申し出される方へ**

１　この制度は、紛争の当事者の自主的な紛争の解決を促すことを目的としており、裁判所の判決のような強制力はありません。

２　**原則として、電話により実施します。**

３　この制度を実施するためには、紛争の当事者双方が主張する事実関係を明確にする必要があり、紛争の相手方からも事情を聴くことになります。このため、紛争の相手方にあなたの氏名や主張を伝えることになります。

４　**この制度では、申出人と被申出人の主張に隔たりがある場合、どちらの主張が正しいかといった事実認定は行いません（例えば、人事考課の結果が正当かどうか、ハラスメントにあたる事実があったのかどうかなどの判断は行いません。）。**

**申出人と被申出人の主張に隔たりがあるなど事実関係が不明確な場合は、問題点を指摘することや解決の方向性を示すことなく、紛争の早期解決のための話し合い又は説明等を行うよう助言を行います。**

５　手続の開始後において、以下に掲げる場合には、その手続を終了することとしていますので、あらかじめ御了承下さい。

・助言等の実施後に解決の有無について確認を行った場合

・あなたが処理の過程で自発的に申出を取り下げた場合

・紛争当事者のうちの一方の当事者と長期間連絡がとれず事実関係の確定が困難である等の理由により処理を打ち切る場合

・紛争当事者である労働者若しくは労働者であった者が死亡した場合又は紛争当事者である事業主が倒産等により消滅し（合併による消滅を除く。）若しくは個人事業主が死亡した場合（相続人が事業を相続した場合を除く。）

・処理の過程において、制度の対象とはならない事案である事実を手続の開始後に把握した場合

６　事業主は、労働者が援助を求めたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないこととなっています。

申出人氏名